

## 専門医

## 認定の条件

日本国の医師免許を有する(規則第7条(1))

医学の基本的領域の専門医もしくはこれに相当するもの(規則第7条(2))

精神保健指定医、日本専門医認定機構の定める基本的領域、日本臨床薬理学会の専門医(認定医)のいずれか申請時において、継続して3年以上学会員である(規則第7条(3))

研修施設での研修を3年以上行う(規則第7条(4))

本学会学術集会へ3年間に1回以上参加する(細則第7条(1))

臨床精神神経薬理学セミナー(旧専門医認定講習会)を3年間に1回以上受講する(細則第7条(2))

研修施設以外で研修する場合は次の通り(細則第7条2)

本学会学術集会へ3年間に2回以上参加する(細則第7条(2))

臨床精神神経薬理学セミナー(旧専門医認定講習会)を3年間に2回以上受講する(細則第7条2(2))

臨床精神神経薬理学に関係した学術活動(細則第6条)

臨床精神神経薬理学に関連した筆頭者としての論文2編以上

ただし、このうち1編は本学会発表2回(共同演者を除く)もしくは

共著者としての論文2編で代用できる。

学術論文とは原著、著書、総説(ミニレビューは除く)および症例報告である

試験に合格する(年1回開催、受験料20,000円)

認定手数料 10,000円(細則第5条)

## 認定の更新

5年毎(細則第8条)

5年間に60単位以上を取得する。(細則第8条(1))

ただし臨床精神神経薬理学セミナーを1回以上受講しなければならない

更新手数料 10,000円(細則第5条)

## 単位

本学会学術集会参加(学術集会参加証写しを提出):

10単位 (各学術集会)

本学会学術集会での演題を発表 筆頭者に限る(学術集会プログラム抄録写しを提出):

5単位 (各学術集会)

臨床精神神経薬理学セミナー受講(受講証写しを提出):

10単位 (各セミナー)

治験教育セミナー受講(受講証写しを提出):

8単位 (各セミナー)

上記2つのセミナーでの講師:

12単位 (各セミナー)

臨床精神神経薬理学に関する専門誌への論文掲載 筆頭者(掲載誌写し、または原稿と掲載証明を提出):

10単位 (各論文)

臨床精神神経薬理学に関する専門誌への論文掲載 共著者(掲載誌写し、または原稿と掲載証明を提出):

3単位 (各論文)

治験の実施(計画書、報告書等写しを提出):

2単位 (各症例)

本学会が後援もしくは共催し、本学会理事からの申請により委員会にて承認された臨床精神神経薬理学に関する国際学会参加(学術集会参加証写しを提出):

6単位 (各学術集会)

本学会が後援もしくは共催し、本学会理事からの申請により委員会にて承認された臨床精神神経薬理学に関する国際学会での演題発表 筆頭者に限る(学術集会プログラム抄録写しを提出):

3単位 (各学術集会)

## 指導医

### 認定の条件

---

医籍登録後10年以上(規則第19条(1))

3年以上専門医である(規則第19条(2))

(専門医の条件と合わせると、会員歴が継続して6年以上となる)

臨床精神神経薬理学に関係する学術論文が筆頭者として10編以上(細則第10条(1))

ただし共著者としての論文は2編で筆頭者としての論文1編とみなす(細則第10条(2))

ただし本学会発表(共同演者を除く)2回で筆頭者としての論文1編とみなす(細則第10条(3))

本学会主催の治験教育セミナーの受講(規則第19条(5))

認定手数料 10,000円(細則第5条)

---

### 認定の更新

---

5年毎(細則第11条)

次の事項を書類で報告する(細則第11条1-3)

5年間に研修指導したものの名簿

研修指導内容(研修施設での講義等)

臨床精神神経薬理学に関係した学術活動(論文、著書、編集、学術講演およびその企画等)

---

## 研修施設

### 認定の条件

---

常勤の専門医が2名以上で、うち1名は指導医(規則第15条(1))

卒後臨床研修指定病院であること(規則第15条(2)、協力型を含む)

臨床精神神経薬理学に関する教育的行事を定期的に行っている(施設内でのレクチャー、セミナーでも可とする)(規則第15条(3))

---

### 認定の更新

---

5年毎(細則第9条)

次の事項を書類で報告する

5年間に研修を受けたものの名簿

勤務する指導医および専門医の名簿

実施した研修プログラム

教育的行事の詳細

---